

第2回宮古島地域連絡会議事録

年月日：令和6年3月28日（木）

場 所：市役所3階会議室①

出席者：「資料5」のとおり

概 要：「資料1」の会次第に沿って連絡会を実施。議事の概要については以下のとおり。

【事前地域連絡会における意見・要望について】

●上野地区、城辺地区、ミサイル基地いらない住民連絡会、自衛隊協力会などの3団体からの意見・要望については「資料2」のとおり意見・要望に対する回答を実施。

→ 質問等なし。

●委員から、「旧公民館跡地にコミュニティ施設の整備及び施設内への備蓄庫、避難所の設置を要望し、要望書について改めて市地域振興課に提出する」旨発言あり。

●総務部防災危機管理課から、「ご要望については内容を確認したうえで、手続きについて沿って返事を行う」旨回答。

【自衛隊の訓練計画等について（宮古島駐屯地）】

●宮古島駐屯地から令和6年度における主要事業予定について、以下のとおり説明。

[主要行事]

9月 観月会（空自宮古島分屯基地）

11月 第15旅団創隊記念行事（那覇駐屯地）

[教育訓練]

通年 自治会等のご依頼に基づき、防災訓練への参加及び支援

7月～12月の間 洋上監視訓練（2回）

8月 新入隊員による駐屯地外の徒歩防災訓練

9月、10月、11月、1月 一般隊員による駐屯地外における徒歩防災訓練

10月～1月 事前訓練を含めた美ら海レスキュー2024への参加

1月 ワイドーマラソン支援

2月 宮古空港航空機事故、消火救難訓練への参加

今年度の教育訓練については、能登半島地震の教訓から、救援活動に必要な島内の実際の地形を活用した車両操縦能力、徒步行進能力といった、能力の向上をしっかりと図っていきたいとの考え。

[部外行事支援]

全日本トライアスロンや各種祭りなど、地域の行事支援を実施する他、自治会等の依頼に基づく行事支援も、任務に支障のない範囲で積極的に参加する所存。

[駐屯地主催行事]

8月 島しょ演奏会（市内）
12月、1月 年末行事及び年頭行事
2月～3月の間 駐屯地記念行事

●委員から、「徒歩防災訓練の実施場所について、基地周辺で実施するのか」質問あり。

●宮古島駐屯地から、「詳細については計画中のため、改めてご説明する」旨回答。

【防衛力整備にかかる令和6年度政府予算等について（沖縄防衛局）】

●参考資料1「宮古島駐屯地の電子戦部隊の配備について」について説明。

→ 質問等なし。

●参考資料2「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」について説明。

●委員から、沖縄で、日本でも、アメリカ軍を除いて、今の自衛隊の方々だけで、守り切れるだけの力はあるのか。有事にあたり、住民がそういう不安を感じていることを知っておいていただきたい。

●沖縄防衛局から、「仮定の事象に対し一概にお答えするのは難しいところ、防衛省自衛隊としては、事態を未然に防ぐためにも抑止力を上げていくといったところが大事である」旨回答。

●令和6年度の政府予算案について、以下のとおり説明。（参考資料3「宮古島駐屯地における令和6年度予算案に係る電子戦部隊の配備について」）

→ 質問等なし。

[宮古島駐屯地]

電子戦部隊の配備に関連する駐屯地西側の用地取得、通信施設の調査設計等

[保良訓練場]

コンクリート舗装整備、コンテナヤード等の整備

[宮古島分屯基地]

部隊の改編（現在、警戒監視態勢を約160名で実施しているところ、レーダーの遠隔操作機材を導入し、隊員を約10名削減する予定）

[宿舎関係]

平良第2宿舎及び保良宿舎の建設作業（2ヶ所の宿舎が完成をもって、宮古島における宿舎は全体で7ヶ所、約330戸が完成する予定）

●宮古島市で実施している周辺整備事業について以下のとおり説明。（参考資料4「防衛省補助事業の概略位置図」

→ 質問等なし。

[コミュニティ供用施設（千代田区）]

令和6年3月末で事業完了

[し尿処理施設（荷川取地域）]

令和5年12月に本体工事着手、令和6年度の完成に向けて事業を実施中

[水道施設（野原及び友利地域の配水池）]

令和6年1月に本体工事着手、令和6年度の完成に向けて事業を実施中

[水道施設（袖山硬度低減化施設）]

令和3年10月に更新工事着手、令和8年度完成に向けて事業を実施中

[屋外運動場（伊良部島）]

メイングラウンド、サブグラウンド、多目的運動場、投球練習場などの整備は

令和5年10月に完了。引き続き多目的運動広場の整備も計画しており令和6年3月に実施設計に着手、令和7年度の完了に向けて事業を実施中

[体育館（東仲宗根地区）]

令和6年3月に既存施設の解体設計などに着手しており、令和9年度の完了に向けて事業を実施中

【地域連絡会設置要綱改正について】

- 企画政策部秘書広報課連絡会事務局から「資料３」について説明を行い、現時点で、設置要綱を改正する必要はないという意見で認識が統一されていることを確認。
→ 質問等なし。

【その他】

〔ＮＴＴにおける通信網地下埋設工事〕

- 委員から宮古島分屯基地～宮古島駐屯地の間の道路に測量したような形跡があるが、電子戦部隊に関連するものなのか、住民から質問がきているが事実関係如何。
- 企画政策部秘書広報課連絡会事務局から、「ＮＴＴに確認したところ、ＮＴＴの事業で通信網を埋設する工事との説明があったところ。地元の住民が不安に思っている旨ＮＴＴに伝達したところ、ＮＴＴから、「地元要望を受けて後日説明を行う旨回答あり」と回答。

〔総務部防災危機管理課からのお知らせ〕

- 参考資料５「自主防災組織を作りますか？」について、市の取り組みについて説明。
- 委員から活動費は年間５万円なのか。また、期限はあるのか。要綱が難しいこと、自治会長が防災担当を兼務するとなると負担が大きいと感じていることについて意見あり。
- 総務部防災危機管理課から、「期限はなく、毎年申請をしていただければ利用することができ、年間５万円の活動費が支給される。手続きの詳細については、市役所において分かりやすく説明をしながら進めていけるものであり、必ずしも自治会長である必要はなく、自治会内に防災担当の方を指定していただくことを推奨。他の自治体の実績も参考にしながら、市も一緒になって取り組んでいきたいと考えており、ぜひお願いしたい」旨回答。

以上

宮古島地域連絡会

会次第

日時：令和6年3月28日(木)18:00～

場所：宮古島市役所3階会議室①

1 開 会

2 議 題

(1) 事前地域連絡会における意見・要望について(資料2)

3 その他

(1) 自衛隊の訓練計画等について(宮古島駐屯地)

(2) 防衛力整備に係る令和6年度政府予算等(沖縄防衛局)

(3) 地域連絡会設置要綱改正について(資料3)

4 閉 会

その他配付資料

資料4 配席図

資料5 宮古島地域連絡会名簿

資料6 宮古島地域連絡会設置要綱

宮古島地域連絡会意見・要望事項等一覧(自治会及び市民団体等からの要望)

目 次

番号	意見・要望事項	回答機関	頁
1	自衛隊車両走行、公民館建替等について 【上野地区自治会／野原・千代田・豊原・高田自治会】	宮古島駐屯地 市地域振興課	1
2	公園、東屋、コミュニティーセンターの整備及び自衛隊配備に協力 している自治会への支援について 【城辺地区自治会／保良・七又・友利自治会 保良有志会 】	市地域振興課 市防災危機管理課	2
3	地域連絡会の運営と市組織体制及び国民保護計画について等 【ミサイル基地いらない住民連絡会】	宮古島駐屯地 市防災危機管理課 沖縄防衛局 事務局	3
4	隊員家族への不適切な発言、自衛隊募集及び防衛関係予算の活用 について 【宮古地区自衛隊協力会、宮古地区自衛隊家族会、隊友会沖縄県 宮古支部】	宮古島駐屯地 市地域振興課 事務局	7

意見・要望事項

番号	
1	(団体名 : 上野地区自治会) 野原、千代田、豊原、高田自治会
意見・要望事項 (タイトル)	①自衛隊車両走行について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	自衛隊車両は大型で威圧感があるため児童生徒の通学 路・走行時間等には配慮してほしい。



意見・要望に対 する回答	【 宮古島駐屯地 】 第1回でも同じ内容のご意見をいただき、現在、通学時間帯 を避けて通行するよう各部隊へ伝達しております。 引き続き、車両を運行する場合は道路交通法等の法令遵 守をはじめ、集落内を走行する際は、速度を減速するととも に、混雑緩和に努めるなど地域の皆様への影響を局限する よう留意します。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	②公民館の建替について (→宮古島市地域振興課)
意見・要望の 内容	老朽化している豊原公民館の建替について支援をお願いし たい。



意見・要望に対 する回答	【 宮古島市地域振興課 】 まずは、豊原部落会と意見交換をして、現状を確認しながら 取り組んで行きたいと考えております。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	③自衛隊との交流について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	自衛隊と地元の子どもたちとの交流が出来ないか。



意見・要望に対 する回答	【 宮古島駐屯地 】 これまでに、保育園による駐屯地見学、中高生による職場 体験の受け入れ、記念行事の一般開放等により交流を図っ ております。 内容にもよりますが、要望等の依頼を提出していただけれ ば対応可能です。 一度ご連絡いただければと思います。
-----------------	---

意見・要望事項

番号	
2	(団体名 : 城辺地区自治会) 保良、七又、友利自治会及び保良有志会
意見・要望事項 (タイトル)	①公園、東屋、コミュニティセンターの整備について (→宮古島市地域振興課)
意見・要望の 内容	七又自治会への公園、東屋、コミュニティセンターの整備 を要望する。



意見・要望に対 する回答	【 宮古島市地域振興課 】 七又部落会において、再度部落の意向を確認するようお願い しているところです。意向が固まり次第取り組んで参りたい と考えております。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	②自衛隊配備に協力している自治会への支援について (→宮古島市地域振興課・防災危機管理課)
意見・要望の 内容	私たちは、自衛隊配備に諸手を挙げて賛成したわけではな い。協力している自治会には支援が必要であり、㊦旧保良公 民館跡地への避難備蓄施設の整備と㊧公民館の維持管理 への支援を要望する。



意見・要望に対 する回答	【 宮古島市防災危機管理課 】 ㊦宮古島市における避難施設については、大きく分けて「避 難所」と「避難場所」に分類され利用方法が区分されており、 「避難所」については、災害発生時に一定程度の避難生活を 送るための施設として、災害の種類によっても利用施設は異 なり、台風時の避難施設としては市役所庁舎や、池間島、伊 良部島、大神島、来間島などの離島にあります各公民館など が避難所となりますが、地震・津波災害発生時には、主に各 小・中・高等学校の体育館などが避難所となります。 「避難場所」については、一時的に避難する場所のことを言 い、必ずしも建物内ということではなく、教育施設のグラウンド や公園なども避難場所として指定されています。 防災危機管理課においては、主に各担当部局において建 設された教育施設や公園等の公共施設を、管理者の同意を 得た上で、「避難所」または「避難場所」として指定しており、 各地区の公民館などを整備し「避難所」として指定する予定 は、現在のところはありません。
意見・要望に対 する回答	【 宮古島市地域振興課 】 ㊧防衛局としては、要望等については、「地域の要望を計画 書にして要望してほしい」としており、まずは、地域と市間で要 望等の取りまとめを行って行きたいと考えております。

意見・要望事項

番号	
3	(団体名 : ミサイル基地いらない住民連絡会)
意見・要望事項 (タイトル)	①地域連絡会の運営及び市の組織について →事務局、秘書広報課
意見・要望の 内容	私たち住民団体の⑦地域連絡会本会への参加と、①事前 地域連絡会で聞き取りした内容の市ホームページ公開、⑤市 への基地対策室の設置を要望する。



意見・要望に対 する回答	【 事務局 】 ⑦地域連絡会委員については、宮古島地域連絡会設置要綱第3条に定めており、委員を防衛省関係機関と防衛施設等の所在自治会と限定しています。 市民団体については、同会のもとに設置している事前地域連絡会の構成メンバーとしており、事務局より市民団体の方々から聞き取りを行い、地域連絡会に要望意見等として提案しているところです。 地域連絡会設置の際に、主張が対立する複数の市民団体が一緒に参加し議論することにより、地域の自治会等の率直な要望意見等に影響を与える可能性があることから、事務局において事前にそれぞれの市民団体から意見要望等を聞き取る事前地域連絡会を地域連絡会のもとに設置する現行の形式になったものと認識しています。 地域連絡会の効果的な運営のため、構成機関において十分検討し現行の運営方法になっていることから、現時点において市民団体の本会への参加は困難であると考えています。 ①事前地域連絡会の聞き取り内容については、本会議で取り扱うこととしていることから、事前地域連絡会の聞き取り内容として別途掲載する必要は無いと考えている。 ⑤連絡会取扱事項外であり意見があった旨の報告のみとする。
-----------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	②自衛隊車両の走行について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	自衛隊車両が、上野小・中学校前の公道をスピードを出して走行しており危険である。迂回するなど通学路を使用しないでほしい。



意見・要望に対する回答	【 宮古島駐屯地 】 第1回でも同じ内容のご意見をいただき、現在、通学時間帯を避けて通行するよう各部隊へ伝達しております。また、各部隊には法定速度内で走行するよう徹底している他、運行記録の点検も実施しております。 引き続き、車両を運行する場合は道路交通法等の法令遵守をはじめ、集落内を走行する際は、速度を減速するとともに、混雑緩和に努めるなど地域の皆様への影響を局限するよう留意します。
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	③国民保護計画について (→宮古島市防災危機管理課)
意見・要望の 内容	国民保護計画の内容について、出前講座等により、私たちにも説明してほしい。



意見・要望に対する回答	【 宮古島市防災危機管理課 】 国民保護措置は、複雑かつ様々な事態が想定される中で、国や県、関係機関など多くの機関が各々の役割を認識し、連携を図る必要があるため、自治体の規模が大きくなればなるほど、関係する団体数、人数等も増大し、求められる意見も多くなるものと考えています。 そのような中で令和4年度より沖縄県主導で国民保護意見交換会・検討会が実施され多くの関係機関で議論を重ねております。住民説明会については、前述した意見交換会等で検討された内容や結果を踏まえ、実施方法についてその在り方を検討して参ります。
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	④電子戦部隊の配備について (→沖縄防衛局)
意見・要望の 内容	令和6年度に宮古島駐屯地に配備される電子戦部隊について説明を求める。



意見・要望に対する回答	【 沖縄防衛局 】 資料を手交の上、説明を実施予定。説明の概要は次のとおり。 ・(計画)防衛力整備計画において、電磁波領域における能力を強化するため、島嶼部の電子戦部隊を強化する計画。 ・(経緯)これまで、令和3年度に電子作戦隊を朝霞駐屯地に新編以降、日本全国に分散して小規模の電子戦部隊を配置。令和6年度、宮古島駐屯地に小規模の電子戦部隊を配備予定。 ・(影響)電子戦システムの運用にあたっては、周辺地域の方々の人体や生活に影響を生じさせないよう、万全に対策。
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	⑤基地警備の際の銃携行について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	基地警備の際の銃携行を行わないで頂きたい。



意見・要望に対する回答	【 宮古島駐屯地 】 警備について、その詳細を申し上げることはできませんが、施設防護のため、個別具体的な状況や施設に応じ、小銃の携行を含め、必要な警備態勢をとっており、これは、自衛隊法第95条及び同95条の3に基づくものです。 また、駐屯地警備における小銃の携行につきましては、上級部隊の方針に基づき、歩哨に小銃を携行させることを基準とするよう統制し、各駐屯地司令の権限において保持しているものです。 駐屯地警備における小銃の携行は、駐屯地警備任務を遂行する上で必要なことであり、ご理解いただきたいと思います。なお、地域住民の方々に不安を抱かせることのないよう、安全管理に関する教育・指導は、これまで同様に万全に実施しております。
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	⑥徒歩行進訓練について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	基地施設以外において徒歩行進訓練を行わないで頂きたい。



意見・要望に対する回答	【 宮古島駐屯地 】 今般の能登半島地震で見られたように、道路が途絶した場合は、徒歩による物資等の運搬や人命救助を実施します。平素からの備えが必要不可欠ですので今後とも自治体及び関係自治会へ説明を行い実施してまいります。
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	⑦陸自ヘリ事故について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	令和5年4月6日に起きた陸自ヘリ事故については、早急な原因究明を行うとともに、ボイスレコーダーの公開を求める。



意見・要望に対する回答	【 宮古島駐屯地 】 事故調査の結果につきましては、3月14日陸上幕僚監部より公表いたしました。 フライト・データ・レコーダーに記録されている音声・データの公開につきましては、データーの一部に、UH-60JAの構造・性能や運用要領等に関する情報が含まれており、自衛隊の今後の運用に影響を与える可能性があることから、公表することは差し控えさせていただきます。
-------------	---

意見・要望事項

番号	
4	(団体名 : 宮古地区自衛隊協力会等) 自衛隊協力会、自衛隊家族会、隊友会宮古支部
意見・要望事項 (タイトル)	①隊員家族への不適切な発言について (→事務局)
意見・要望の 内容	自衛隊反対活動の中で、隊員の親や子どもなど家族に対し不適切な発言等があると聞いているので、止めさせてほしい。



意見・要望に対する回答	【 事務局 】 隊員や家族への不適切発言については、事実確認等が困難であることから、連絡会で取り扱うことは控えます。 意見があった旨の報告のみいたします。
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	②徒歩行進訓練への反対活動について (→宮古島駐屯地)
意見・要望の 内容	徒歩行進訓練に対し反対活動があったが、住民を救うための救難訓練であり必要な訓練であると考えている。訓練の内容等について市民に広く知らせる必要がある。



意見・要望に対する回答	【 宮古島駐屯地 】 宮古島駐屯地の活動についてはSNSや協力会の機関紙において情報発信を実施しております。 引き続きSNS等を活用して自衛隊の活動に対する理解の獲得に努めて参ります。
-------------	--

意見・要望事項 (タイトル)	③自衛隊員募集について (→宮古島市地域振興課)
意見・要望の 内容	自衛隊隊員の募集については、市も積極的に支援してほしい。



意見・要望に対する回答	【 宮古島市地域振興課 】 自衛官募集業務については、地域振興課で行っております。庁舎正面入口とバス停側、地域振興課前にパンフレットスタンドを設置し広く来庁者に向け自衛官募集の周知を図っております。今後も自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所と連携を密に自衛官募集業務に取り組んで参りたいと思います。
-------------	---

意見・要望事項 (タイトル)	④地域連絡会の運営について (→事務局)
意見・要望の 内容	地域連絡会は、私たちのような自衛隊に肯定的な団体と反対する団体の間に入って両方の意見を聞いてもらって有り難い。 同席すると感情的な口論になる可能性が大きいので、このような仕組みは良い



意見・要望に対する回答	【 事務局 】 意見があった旨の報告のみとします。
-------------	------------------------------

意見・要望事項 (タイトル)	⑤防衛関係予算の活用について (→宮古島市地域振興課・事務局)
意見・要望の 内容	自衛隊施設を受け入れた自治会については、防衛関係予算が活用出来るよう市には積極的に対応して頂きたい。



意見・要望に対する回答	【 宮古島市地域振興課 】 防衛局としては、「まずは計画書を添えて要望してほしい」としており、自治会の要望等については、積極的に意見交換を行い取り組んで参りたいと考えております。
意見・要望に対する回答	【 事務局 】 要望事業については、市全体のバランスや事業の優先順位等により予算化の時期が決定されるものと考えています。 事業を所管する庁内部局と連携し、取り組んでまいります。

事項 (タイトル)	連絡会設置要綱の改正について (→各機関)
内容	市議会一般質問にて、地域連絡会の議事の公開が非公開になる可能性があることから、同会設置要綱を改正してほしい旨の質問があったところです。 当局としては、現時点で要綱改正の考えは無いと答弁したところであるが、市民の代表である市議の懸念に対し、関係する機関に意見を聞くこととしています。 つきましては、地域連絡会設置要綱における議事録に関する市議の指摘について各関係機関の意見を伺います。

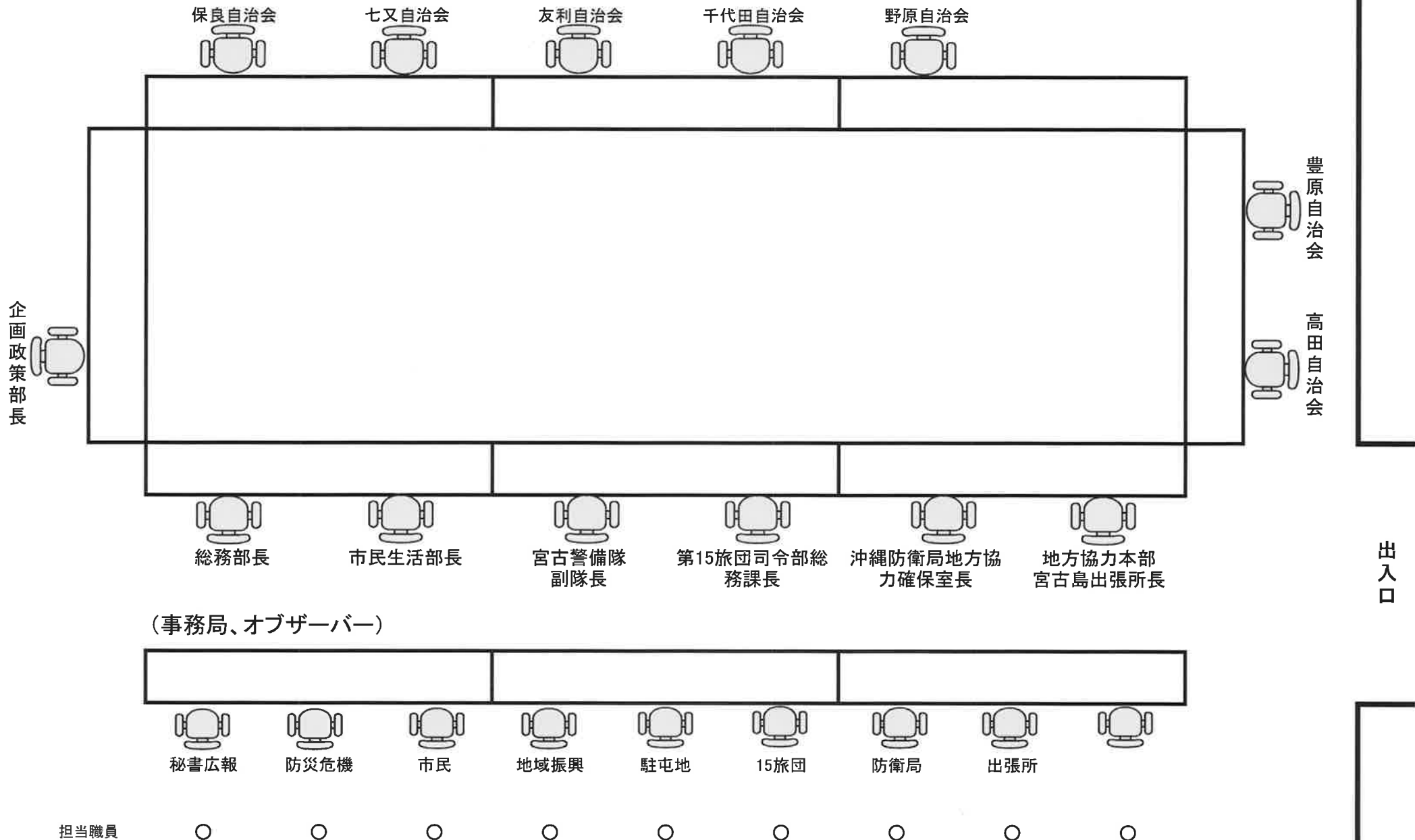


各機関の意見	【 第15旅団、宮古島駐屯地 】 要綱中の「全ての委員の同意を得て」とされているのは、議事記載内容の適正性、齟齬の有無等について確認するものであり、公開の可否を判断するものではありません。 本会の議事録は公開を前提としており、要綱改正は必要ないと思料します。
各機関の意見	【 沖縄防衛局 】 議事録については、宮古島地域連絡会設置要綱の第5条第1項及び第2項に基づき対応していく。
各機関の意見	【 自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所 】 本会の議事録は公開を前提としている為、要綱改正の必要はなし。
各機関の意見	【 宮古島市防災危機管理課 】 本会の議事録は公開を前提としており、要綱改正は必要ないと考えています。
各機関の意見	【 宮古島市地域振興課 】 本会の議事録は公開を前提としており、要綱改正は必要ないと考えています。
各機関の意見	【 宮古島市市民課 】 本会の議事録は公開を前提としており、要綱改正は必要ないと考えています。
各機関の意見	【 事務局意見 】 要綱については、構成団体で十分な摺り合わせを行い制定しております。 その際に、会議録については公開を前提としていることを確認しているところです。 議事録公開に対し、委員の不同意は無いと考えており、現時点において要綱を改正する必要は無いと考えています。

宮古島地域連絡会(第2回) 配席図 R6.3.28

資料4

宮古島市役所3階①会議室



宮古島地域連絡会名簿

No.	名前	所属	役職
1	マルヤマ ヤスノリ 丸山 泰則	陸上自衛隊宮古島駐屯地宮古警備隊	副隊長
2	ナカハシ シンイチ 中橋 慎一	陸上自衛隊第 1 5 旅団司令部	総務課長
3	タムラ モイチ 田村 茂一	自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	所長
4	ホシ カズアキ 星 和彰	沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室	室長
5	スナカワ ハルミ 砂川 春美	保良自治会	会長
6	オガワラ マチコ 小河原 眞智子	七又自治会	会長
7	トモリ マサミ 友利 雅巳	友利自治会	会長
8	シモジ ヒロシ 下地 広志	千代田自治会	会長
9	ネマ ナオヤ 根間 直也	野原自治会	会長
10	カワミツ コウジュン 川満 晃順	豊原自治会	会長
11	タナハラ ヨシカズ 棚原 芳和	高田自治会	会長
12	クガイ ジュウイチ 久貝 順一	宮古島市企画政策部	部長
13	ヨナハ カツシゲ 與那覇 勝重	宮古島市総務部	部長
14	トモリ タケヒコ 友利 毅彦	宮古島市市民生活部	部長

宮古島地域連絡会設置要綱

令和 5 年 2 月 28 日

(目的)

第 1 条 宮古島地域連絡会（以下「連絡会」という）は、市内に所在する防衛施設の運用及び市内における自衛隊の活動について、宮古島市民と自衛隊が情報共有及び意見交換を行い、より良い関係を構築することを目的とする。なお、本連絡会は、累次の機会に行う相互の情報共有及び意見交換を妨げない。

(事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項について情報共有と意見交換を行う。

- (1) 宮古島市内（特に防衛施設の敷地外）で行う自衛隊の訓練に関する事項
- (2) 災害派遣（救急及び救助活動を含む）に関する事項
- (3) 防災対応に関する事項
- (4) 地域交流に関する事項
- (5) 自衛隊の広報及び募集に関する事項
- (6) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 連絡会に、座長及び委員を置く。

2 座長は、宮古島市長が指名した者をもって充て、会務を総理する。

3 委員は、次に掲げる組織の長がその中から指名した者をもって充てる。

- (1) 宮古島市
- (2) 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- (3) 陸上自衛隊第 15 旅団司令部
- (4) 自衛隊沖縄地方協力本部
- (5) 沖縄防衛局
- (6) 防衛施設等の所在自治会（千代田、保良、七又、野原、豊原、高田、友利、平良）
- (7) その他、全ての委員が同意し、座長が必要と認める行政機関及び関係自治会

(会議)

第4条 連絡会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年度2回とし、座長が招集する。

3 臨時会は、必要であると認める場合において、座長が招集する。

4 前条第3項各号に掲げる委員が、やむを得ず会議に出席できない場合には、その代理人を出席させることができる。

5 連絡会において必要があるときは、関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(議事録)

第5条 連絡会の議事については、座長が書面をもって議事録を作成し、全ての委員の同意を得てこれを公開することができる。

2 議事録は、次に掲げる内容とする。

(1) 連絡会を開催した年月日及び場所

(2) 連絡会に出席した委員等の役職及び氏名

(3) 議事の概要

(事前地域連絡会)

第6条 連絡会は、宮古島市が同会の目的等の周知及び防衛施設周辺住民等の意見、要望等を聞き取るため、事前地域連絡会を設置する。

(準備会)

第7条 連絡会は、宮古島市が収集した防衛施設周辺住民等の意見、要望等について、対応方策等を調整するため、準備会を設置する。

(事務局)

第8条 連絡会の運営に係る事務局は、宮古島市秘書広報課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が連絡会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

宮古島地域連絡会 体系図

